

知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会 規約  
(改正案)

(名称)

第1条 本会は、「知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会」、  
(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 ~~協議会は~~、知床国立公園の幌別以奥の自然環境を保全し、利用の快適性と安全確保を図るため、適正利用・エコツーリズム検討会議カムイワッカ部会にて検討された自動車利用の適正化にかかる計画及び事業等の円滑な運営を推進することを目的とするに協議会を設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)幌別以奥における交通整理業務
- (2)自動車利用適正化対策事業に関する連絡及び調整
- (3)広報及び調査活動
- ~~(4)~~その他目的達成に必要な業務

(構成)

第4条 協議会は、関係官公庁及び関係事業団体等をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1)会長1名
  - (2)副会長2名
  - (3)監査2名
  - (4)幹事上記以外の構成員全員
- 2 会長。副会長及び監査は協議会で互選する。
  - 3 会計は事務局が担当する。
  - 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事数ある場合はその職務を代行する。  
3 監査は、協議会の経理を監査する。  
4 幹事は、協議会の会務に参画する。  
5 会計は、協議会の経理を処理する。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて会長が招集する。

(運営)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、次の収入で賄う。

- (1)分担金・(2)協力金・(3)寄付金・(4)その他

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、「環境省ウトロ自然保護官事務所」・「網走支庁オホーツク総合振興局環境生活課」・「斜里町環境保全課」の三者とし、連絡先は「環境省ウトロ自然保護官事務所」とする。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は,平成10年11月25日から施行する。  
この規約は,平成12年1月13日から一部改正施行する。  
この規約は,平成24年5月 日から一部改正施行する。

(経過措置)

- 2 適正利用・エコツーリズム検討会議カムイワッカ部会の設置まで,第2条は「知床国立公園の幌別以奥の自然環境を保全し,利用の快適性と安全確保を図るため自動車利用の適正化にかかる計画及び事業等の円滑な運営を推進することを目的に協議会を設置する。」と読み替えるものとする。

知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会構成員名簿

【協議会構成機関・団体】

北海道開発局網走開発建設部

北海道森林管理局網走南部森林管理署

北海道運輸局北見運輸支局

北海道警察北見方面本部交通課

北海道警察斜里警察署

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所

ウトロ自治会

株式会社ユートピア知床

北見地区ハイヤー協会

北見地区バス協会

斜里バス

一般財団法人自然公園財団知床支部

公益財団法人知床財団

知床温泉旅館協同組合

知床自然保護協会

知床斜里町観光協会

知床民宿協会

環境省釧路自然環境事務所

北海道オホーツク総合振興局環境生活課

斜里町